

## 港湾施設使用料の一部改正について

- ・消費税率の引き上げで変更した部分を掲載しています。
- ・改正後の金額に変更になるのは、令和元年10月1日からです。

### ■けい船使用料

(臨時使用)		改正前			改正後		
区分		12時間まで	12時間を 超え24時間まで	24時間を 超え超過時間12時間 までごとに	12時間まで	12時間を 超え24時間まで	24時間を 超え超過時間12時間 までごとに
漁船	総トン数50トン未満	203円	270円	135円	207円	275円	137円
	総トン数50トン以上 100トン未満	405円	540円	270円	413円	550円	275円
	総トン数100トン以上 200トン未満	608円	810円	405円	619円	825円	412円
	総トン数200トン以上	810円	1080円	540円	825円	1,100円	550円
その他の船舶	総トン数1トンにつき	9円7銭	12円9銭	6円4銭	9円24銭	12円32銭	6円16銭

備考

- 1 臨時使用とは、12時間単位でのけい留をいう。
- 2 外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。）にあっては、この表の規定により算出した使用料の額の100分の110（改正前は100分の108）で除して得た額とする。

(常時使用)		改正前	改正後
区分		1年	1年
漁港	総トン数10トン未満	3,240円	3,300円
	総トン数10トン以上50トン未満	10,800円	11,000円
	総トン数50トン以上100トン未満	21,600円	22,000円
	総トン数100トン以上200トン未満	27,000円	27,500円
	総トン数200トン以上	43,200円	44,000円

その他の船舶	総トン数 30 トン未満	18,360 円	<u>18,700 円</u>
	総トン数 30 トン以上 50 トン未満	27,000 円	<u>27,500 円</u>
	総トン数 50 トン以上 100 トン未満	36,720 円	<u>37,400 円</u>
	総トン数 100 トン以上 200 トン未満	45,360 円	<u>46,200 円</u>
	総トン数 200 トン以上 300 トン未満	54,000 円	<u>55,000 円</u>
	総トン数 300 トン以上 500 トン未満	86,400 円	<u>88,000 円</u>
	総トン数 500 トン以上 700 トン未満	108,000 円	<u>110,000 円</u>
	総トン数 700 トン以上 1,000 トン未満	162,000 円	<u>165,000 円</u>
	総トン数 1,000 トン以上 5,000 トン以下	<u>216,000 円</u>	<u>220,000 円</u>
	総トン数 5,000 トンを超える者	216,000 円に 5,000 トンを超える 1 トンにつき 4,400 円を加算した額	220,000 円に 5000 トンを超える 1 トンにつき <u>4,504 円</u> を加算した額

備考

- 1 常時使用とは、1年間のけい留をいう。

#### ■港湾用地使用料

区分	改正前			改正後		
	15日までに	15日を超える場合	1月	15日までに	15日を超える場合	1月
専用使用（1平方メートルごとに）	-	-	50円	-	-	50円
一般使用（1平方メートルごとに）	1円62銭	3円24銭	-	<u>1円65銭</u>	<u>3円30銭</u>	-
地下埋設管類、電柱、広告類等に係る使用	稚内市道路占用料徴収条例（昭和40年稚内市条例第30号）第2条の規定を準用して得た額					

備考

- 1 専用使用に係る使用の期間に1月に満たない期間がある時は、当該期間については日割り計算により算定した額とする

■引船使用料

			改正前	改正後
区分			金額	金額
時間 使用 料	基本使用料 (引船1隻1時間まで)	総トン数 1,000 トン未満	27,262 円	<u>27,767 円</u>
		総トン数 1,000 トン以上 2,000 トン未満	36,699 円	<u>37,379 円</u>
		総トン数 2,000 トン以上 3,000 トン未満	48,232 円	<u>49,126 円</u>
		総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満	59,767 円	<u>60,874 円</u>
		総トン数 5,000 トン以上 7,000 トン未満	68,155 円	<u>69,417 円</u>
		総トン数 7,000 トン以上 10,000 未満	74,446 円	<u>75,825 円</u>
		総トン数 10,000 トン以上 13,000 トン未満	83,883 円	<u>85,437 円</u>
		総トン数 13,000 トン以上 15,000 トン未満	104,853 円	<u>106,795 円</u>
		総トン数 15,000 トン以上 20,000 トン未満	125,825 円	<u>128,155 円</u>
		総トン数 20,000 トン以上 25,000 トン未満	146,795 円	<u>149,514 円</u>
		総トン数 25,000 トン以上 30,000 トン未満	167,767 円	<u>170,874 円</u>
		総トン数 30,000 トン以上	209,709 円	<u>213,592 円</u>
		通船料 (引船1隻1時間まで)	26,505 円	<u>27,767 円</u>
	超過時間使用料 引船の使用時間が1時間を 超えるときは、超過時間30 分までごとに	当該船舶の基本使用料又は通船料の5割相当額		

備考

- 1 外航船舶（消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。）にあつては、この表の規定により算出した使用料の額の **100 分の 110**（改正前は 100 分の 108）で除して得た

■上屋使用料

		改正前	改正後
区分		金額	金額
専用 使用	保税蔵置場として利用（見本の展示又は貨物の加工をする場合を除く。以下同じ。）	341 円	<u>347 円</u>
	その他の使用	426 円	<u>434 円</u>
一般 使用	保税蔵置場として利用	15 日まで	<u>11 円 37 銭</u>
		15 日を超える場合	<u>14 円 22 銭</u>
	その他の使用	14 円 22 銭	<u>14 円 48 銭</u>

■クローラークレーン使用料

		改正前	改正後
区分		金額	金額
1 時間につき		29,160 円	<u>29,700 円</u>

■旅客乗降用施設(ボーディングブリッジ)使用料

		改正前	改正後
区分		金額	金額
月額使用料	ボーディングブリッジ A	244,120 円	<u>245,795 円</u>
	ボーディングブリッジ B	227,800 円	<u>229,475 円</u>

## 入港料の一部改正について

- ・入港料についても一部変更になります。
- ・こちらも令和元年10月1日から変更になります。

	改正前	改正後
区分	金額	金額
外航船舶以外の船舶	1円16銭	<u>1円18銭</u>
外航船舶	2円16銭	<u>2円16銭</u>